令和８年（フ）第１７号
鹿児島県霧島市国分中央三丁目23番10―1205号　トーカンマンション国分
破産者　八重尾男樹
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第３０号
鹿児島県霧島市国分中央三丁目46番12―501号　ロイヤルシティ国分駅前、前住所鹿児島県霧島市国分府中１番地１
破産者　地藏堂恵理
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第５６号
鹿児島県姶良市東餅田662番地
破産者　秋丸　紘一
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第５７号
鹿児島県姶良市平松5851番地
破産者　内山健一朗
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第１１１号
山梨県甲斐市富竹新田227番地１　ウエストウッドヴィレッジ　Ｉ―103
破産者　小松　竜也
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２６号
山梨県甲斐市西八幡506番地
破産者　小林　保彦
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３５５号
福岡市東区箱崎１丁目28番14号　ロマネスク箱崎805号
破産者　下條　智裕
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第４２４号
福岡県久留米市東櫛原原町2087―12、破産開始決定時の住所福岡市中央区薬院１丁目10番２―603号　レジディア薬院大通
破産者　飯田　紗英（旧姓藪野）
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１７３号
福岡市城南区堤２丁目10番17―702号　ラフェリアーナ城南
破産者　齋藤　　純
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（フ）第１１９号
鹿児島県姶良市平松3007番　障がい者グループホームきら星、住民票上の住所鹿児島県薩摩郡さつま町船木1390番地３
破産者　山崎　忠仁
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第５７号
盛岡市西見前11地割244番地　パミドール101号、前住所宮城県名取市美田園三丁目21番地の６　レオネクストＮＡＫＡＺＡＷＡ105号
破産者　久保田雄太
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第１４５３号
仙台市青葉区荒巻神明町20番27号　パルタウン神明102、開始決定時の住所仙台市青葉区川平４丁目26番23号
破産者　師岡　信広
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１５３６号
仙台市宮城野区鶴ケ谷北２丁目11番18号　プレリュードミサワⅢ―101、開始決定時の住所仙台市泉区将監７丁目10番８号　メゾンドメープル将監202
破産者　長田ふみえ
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３８６号
仙台市宮城野区福住町11番地の11　アルカディア福住103
破産者　小野寺あゆみ
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４８６号
仙台市若林区沖野７丁目42番36号
破産者　佐々木勝則
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５１４号
仙台市宮城野区苦竹１丁目10番15―211号
破産者　清水　葵衣
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５２６号
仙台市青葉区上杉１丁目16番４―801号
破産者　山口　康輔
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４７号
栃木県足利市福居町1168番地７　らくらくほーむ倉の郷、前住所栃木県足利市小俣町1550番地８
破産者　石井　惠美子
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部